

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用原則化についてご協力のお願い

1. 今回の改正について

後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、従来から国全体で取り組んでいます。今般、さらに取り組みを進めるため、生活保護法の改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師又は歯科医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として、後発医薬品を使用させていただくこととなりました（一部例外あり。下記2の（2）ご参照）。

これまでは、生活保護受給者が先発医薬品を希望した場合、一旦は先発医薬品を調剤することが可能でしたが、今後は、生活保護受給者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなりましたので、ご承知おきください。

2. 生活保護を受けている方への調剤について

- （1）生活保護受給者が、一般名処方及び後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋をもって調剤を受けに来ましたら、法改正により基本的に後発医薬品の処方が原則とご説明いただき、後発医薬品を調剤するようお願いいたします。
- （2）一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、例外として先発医薬品を調剤できるのは、以下の①・②・③のいずれかに該当する場合です。

①後発医薬品の在庫がない場合

②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高い又は先発医薬品の薬価と同額になっている場合

③薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合。

ただし、③の場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いいたします。また、初回調剤時で、処方医と連絡が取れない場合には、先発医薬品を調剤いただき、事後にその旨を社会福祉課にご連絡ください。この場合、速やかに（遅くとも次回受診時まで）、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容についてご確認ください。

3. 社会福祉課への情報提供等のお願い

- （1）ご多忙のところ、誠に恐縮でございますが、上記の2の（2）により、先発医薬品を調剤した場合は、別紙様式（豊明市生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況表）にご記入いただき、月内の状況を翌月10日（10日が土日、祝日の場合は直後の平日）までに豊明市役所社会福祉課へ情報提供していただきますようお願い申し上げます。なお、情報提供は、平成30年11月中に調剤された分からお願い申し上げます。
- （2）生活保護受給者に対し、法改正に伴う変更であることを皆さまから説明していただければと存じますが、その上で、生活保護受給者が制度について同意しない場合には、電話等にて社会福祉課までご連絡ください。社会福祉課より本人に直接、制度の説明をいたします。

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1 豊明市役所 社会福祉課 生活保護係
電話：0562-92-1119（社会福祉課直通）
Mail：shakaifu@city.toyoake.lg.jp